

開拓使
大正
官

開拓使

北海道漁獵取締規則別紙ノ通被定候條
右規則ニ照準シ取締方行届候様處分可致
此旨相達候事

明治九年四月十日

太政大臣三條實美

⑥

文
丁

日本帝國ノ所轄タル北海道及其近傍諸
島沿海諸獵規則

第一條

外國諸船舶孰レモ日本帝國ノ所轄タル北海道諸
國諸島ノ岸上ヨリ發スル彈丸ノ及達スル距離内ニ
於テ海魚海獸ヲ鈎繩網具銃砲等ヲ以テ獵
獲スルヲ禁ス

第二條

日本海獵取締ノ官負ハ外國諸船舶ノ右禁令
ヲ犯サント察スル時ハ其所ヲ引退カンテ示スヘシ但シ
既ニ犯シタルト察スル時ハ其船舶ニ乗込ミ荷物ヲ檢
査スヘシ

第三條

外國船舶ノ現ニ第一條ノ禁令ヲ犯シタルモノ或ハ
第二條ノ引退ノ事スハ荷物検査ノ事ヲ拒ム
時ハ日本海獵取締ノ官員其船舶ヲ窺寄ノ
開港場ニ連レ来リ其船ヲ管轄スル國ノ領事
ニ預ケ置キ糾問ノ上犯令相違ナキニ於テハ相當ノ
罰ニ處スルヲ求ムヘシ

開拓使

箱館裁判所糧倉其使所管相成候ニ付テ
ハ石受取濟以降ノ諸費一切定額中ヨリ可
仕拂此旨相達候事

明治九年四月廿二日 太政大臣三條實美